

● びょういん 病院などにかかるとき・

かいご りょう 介護サービスを利用するとき

1 びょういん 病院などにかかるとき

(1) びょういん にかかるときは、ふくしじむしょ てつづ ひつよう ふくしじむ 所の窓口で「診療依頼書」を発行しますので、びょういん うけつけ ていしゅつ すれば、しんさつ う 診察が受けられます。

また、かかるびょういん せいかつほごほう してい びょういん かぎ ていますので、うけつけ じゅしん じゅしん まえ ふくしじむしょ しくはびょういん たす にお尋ねください。

※ かいしゃ けんこうほけん も かた かぞく かた ほけんしやう と一緒に「診療依頼書」をびょういん うけつけ ていしゅつ 提出してください。

(2) やす ひ やかん きゅう く あい わる ふくしじむしょ て つづ きできないときは、せいかつほご ひ し きゅうひょう びょういん うけつけ み じゅ 診してください。うけつけ じゅしんご すみ やかに ふくしじむしょ れんらく してください。

(3) おな びょうき ちりょう しょういじょう びょういん げんそく としてできません。

(4) じゅうどうせいふく げんそく およ 必ず、かから いし どうい ひつよう じぜん ふくしじむしょ みと ばあい り 用できます。なお、いあんちくてき りょう じぜん たんどう ケースワーカーに そうだん にご相談ください。

(5)入院や退院をするとき、病気が治って通院しなくなったときは、担当ケースワーカーに連絡してください。

(入院・退院については、生活扶助の額が変更になる場合もありますので、必ず連絡をしてください。)

また、入院時に個室を使用する場合など、保険請求とならない費用は、自己負担となりますのでご注意ください。

(6)医師が使用可能と判断したときは、原則としてジェネリック医薬品※が処方されます。

※ジェネリック医薬品とは、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む低価格の薬です。詳しくは福祉事務所にお尋ねください。

(7)自立支援医療制度や指定難病の方に対する医療費助成制度は、生活保護制度より優先されますので、利用可能な方は、申請のうえ、その旨福祉事務所に届け出をしてください。受診時は、必ず自立支援医療制度などの受給者証を病院に提示してください。

2 介護サービスを利用するとき

介護サービスは65歳以上の方や老化が原因とされる16種類の病気により介護が必要な40～64歳の方が対象です。利用するときは、あらかじめ担当ケースワーカーにご相談ください。

● ケースワーカーと民生委員

福祉事務所にはケースワーカーがいます。

ケースワーカーは、あなたの自立のために、どのようなことが必要かなどを、一緒に考え、支援します。

また、あなたのご家庭の生活の様子などについてお聞きしたり、いろいろな相談に応じたりするため、定期的にお住まいを訪問します。訪問は事前連絡なく行う場合もありますので、不在のときに担当ケースワーカーから不在連絡票が投函されていたときは、必ず担当ケースワーカーに連絡してください。なお、ご相談があるときは、家庭訪問のときはもちろん、お気軽にお電話をいただくなど、遠慮なくお尋ねください。

あなたのお住まいの地区には民生委員がいます。

民生委員は、あなたの身近にいて、福祉に関するさまざまな相談にのったり、必要な支援を行ったりする人です。

民生委員と担当ケースワーカーは協力して、あなたの自立のためのお手伝いをします。

相談の内容など、個人の秘密は、固く守ります。



● Q & A

しつもん1

せいかつ ほ ご ひ
生活保護費は、いつ、どのように受け取るのですか。

こたえ

せいかつ ほ ご ひ げんそく
生活保護費は、原則として、あなたの指定する金融機
かん こうざ へ ふ こ
関の口座への振り込みにより、毎月5日（5日が休業
び
日のときは直前の営業日）に支払われます。

しつもん2

らいげつ こ しょうがくりょこう い たんにん
来月、子どもが修学旅行に行くことになりましたが、担任
のせんせい けんこう ほ けんしやう うつ ていしゅつ
の先生から健康保険証の写しを提出するよういわれたの
ですが……。

こたえ

けんこう ほ けんしやう か しよるい たんとう
健康保険証の代わりに書類がありますので、担当ケー
スワーカーにご相談ください。

しつもん3

ちかごろ め み
近頃、目が見えなくなってきたのでメガネがほしいのです
が、なんとかならないでしょうか。

こたえ

い し ひつよう はんだん くに
メガネについては、医師が必要だと判断すれば、国が
さだ きんがく はんい ない しきゅう ば あい ぐわ
定めた金額の範囲内で支給できる場合もあります。詳
しくは担当ケースワーカーにご相談ください。

しつもん4

高校生の子供が、大学に行きたいといっています。子どもの将来を考えると大学に行かせたいのですが。

こたえ

進学は可能ですが、大学など（短大、専門学校を含む）に就学しながら、生活保護を受けることは原則として認められておらず、奨学金やアルバイト収入などを学費や生活費に充てていただく必要があります。

なお、大学などへの就学者が引き続きあなたの世帯に同居される場合であっても、その方を除く家族が生活保護に該当するときは、家族だけが生活保護を継続することができます。

また、大学などに進学する際の新生活の準備資金として「進学準備給付金」を支給できる場合がありますので、担当ケースワーカーにご相談ください。

しつもん5

生活保護を受ける前に住宅ローンなどの借金があり、生活保護を受けてからも返済をしなければなりません。どうしたらいいでしょうか。

こたえ

生活保護費や収入の中から借金を返済することは、最低限度の生活を保障するという制度の趣旨から、望ましくありません。

借金などがある場合には、無料での弁護士への相談などができる場合がありますので、担当ケースワーカーにご相談ください。

しつもん6

生活保護を受けると、減額または免除されるものがあると聞きましたが、それはどんなものですか。

こたえ

●減額または免除されるもの（例）

- 住民税
- 固定資産税
- 国民年金保険料
- 水道料金の基本料金
- JR通勤定期券（3割引き）
- 下水道使用料
- 粗大ごみ等処理手数料
- し尿処理手数料
- NHK放送受信料

生活保護を受けている証明が必要なもの、手続きが必要なもの、一定の要件が定められているものもありますので、担当ケースワーカーにご相談ください。

しつもん7

生活保護を受けながら車を持ったり、運転をしたりすることはできますか。

こたえ

自動車は、売却などの活用を求められる資産にあたります。また、売却する価値がなくても、自動車は維持費が高いことから、福祉事務所で認める場合を除き、原則として自動車を持つことや、他人の自動車を運転することはできません。ただし、仕事や通院のために自動車を持つことや運転することが可能な場合もあります。詳しくは、担当ケースワーカーにご相談ください。

しつもん8

仕事探しがうまくいかず、生活保護を受けるようになりました。何か仕事を探すための制度はありますか？

こたえ

福祉事務所の就労支援相談員やハローワークによる支援、職場体験などができる就労に向けた準備の支援などの制度がありますので、担当ケースワーカーにご相談ください。

しつもん9

自宅にエアコンや暖房器具がないのですが、なんとかならないでしょうか。

こたえ

生活保護を開始してから、エアコンは最初の夏、暖房器具は最初の冬を迎えるまでの期間であれば、支給できる場合があります。詳しくは担当ケースワーカーにご相談ください。

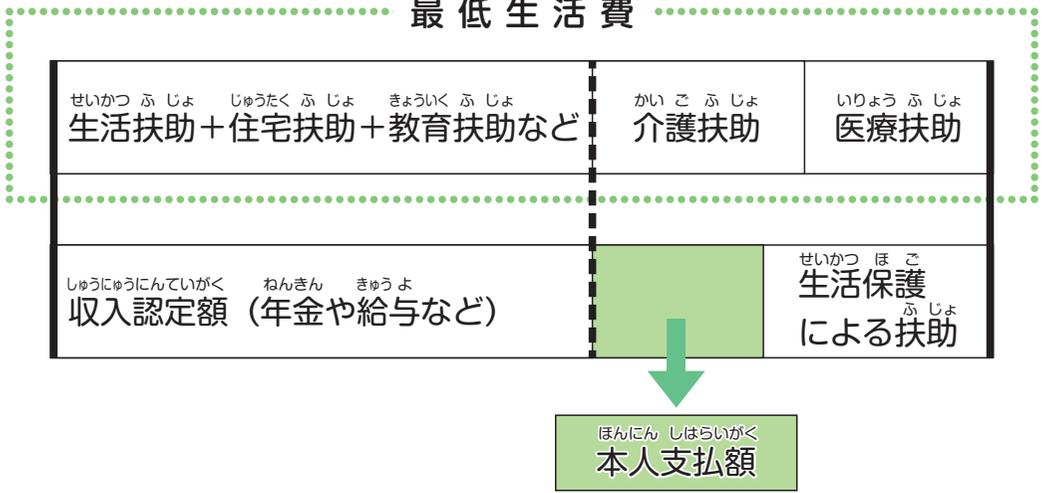
しつもん10

介護や医療にかかった費用を自己負担する場合がありますが、それはどんなときですか？

こたえ

収入認定額が保護の基準（生活扶助、住宅扶助、教育扶助など）を超過しているが、介護や医療の費用を負担するには収入が不足するため生活保護の停廃止にはならないとき、介護や医療にかかった費用の一部を本人支払額として、ご自身で病院などに支払っていただきます。本人支払額を超える部分は、福祉事務所から病院などに支払います。

最低生活費



担当ケースワーカーから指定された病院などにご自身でお支払ください。

● 生活保護を受けなくなったら

1 お子さんの学費について

● 小・中学生は

就学援助の制度があります。学用品費や給食費、修学旅行の費用などの援助が受けられます。

《窓口は小・中学校です。》

● 高校に進学するとき、高校生は

入学準備のための貸付や就学に必要な費用の貸付があります。無利子ですから安心してご相談ください。

《窓口は市社会福祉協議会などです。》



2 減額または免除されているものについて

しつもん6 (→P.16) に挙げられている減額や免除は原則として受けられなくなりますので、各窓口で必要な手続きをしてください。手続きをしないと、後からまとめて請求される場合があります。

また、一定の要件を満たす場合は引き続き減額や免除を受けられる場合もありますので、各窓口で確認してください。

3 就労自立給付金について

安定した職業に就いたりして、保護を必要としなくなったと福祉事務所が認めた方に対して、受給期間中の収入の額や、働き始めてから保護廃止までの期間に応じて、「就労自立給付金」が支給されることがあります。

4 生活困窮者自立支援制度について

仕事探しや住まいなど、生活に困窮している方のさまざまな悩みをまとめて受け付け、課題解決に向けて支援する相談窓口があります。困ったときには一人で悩まずご相談ください。

仙台市での窓口は「仙台市生活自立・仕事相談センター わんすてっぷ」です。

※生活保護を受給中の方は、利用できません。

住所 青葉区二日町 6-6 シャンボール青葉 2階

電話 022-395-8865

このほかにも、いろいろな制度があります。困ったときには、お住まいの区の福祉事務所などにお気軽にご相談ください。

● ぼうりょくだんいん しんせい 暴力団員からの申請について

ぼうりょくだんいん ほご しんせい げんそく きゃっか
暴力団員からの保護の申請は、原則として却下します。

ほご しんせいじ ぼうりょくだんいん かくにん
保護の申請時などに、暴力団員でないことを確認することがあり
ます。

とど で ご じつぼうりょくだんいん わ ばあい
うその届け出をして後日暴力団員であることが分かった場合は、
ほご はいし
保護が廃止になることもあります。また、それまでに受けた保護費
の、さいだい ばい がく かえ
最大で1.4倍の額を返していただきます。(→P.9)

ちやうえき ばっきん けいじ ぼつ か
また、懲役や罰金などの刑事罰が科せられることもあります。



ふくしじむしょ 案内
福祉事務所のご案内

あおば 福祉事務所
青葉福祉事務所
ほごだいいちか ほごだいにか
保護第一課・保護第二課

〒980-8701

あおば ぐあみすび あおば ぐやくしよ
青葉区上杉1-5-1 青葉区役所

でんわ だいひょう
電話:022-225-7211(代表)

しえいちか てつなんぼくせんこうとうだいがうえんえきげしや
市営地下鉄南北線勾当台公園駅下車、

とほふん
徒歩1分

あおば 福祉事務所
青葉福祉事務所
みやぎかんりか
宮城管理課

〒989-3125

あおば ぐしもあやしあざかんのどう
青葉区下愛子字観音堂5

みやぎ そうごう ししよ
宮城総合支所

でんわ だいひょう
電話:022-392-2111(代表)

せんざんせんあやしえきげしや とほふん
JR仙山線愛子駅下車、徒歩7分

みやぎの 福祉事務所 ほごか
宮城野福祉事務所 保護課

〒983-8601

みやぎの ぐこりん みやぎの ぐやくしよ
宮城野区五輪2-12-35 宮城野区役所

でんわ だいひょう
電話:022-291-2111(代表)

せんせきせんりくせんはらの まちえきげしや とほふん
JR仙石線陸前原ノ町駅下車、徒歩1分

わかばやし 福祉事務所 ほごか
若林福祉事務所 保護課

〒984-8601

わかばやし ぐほしゆんいん まえちやう わかばやし ぐやくしよ
若林区保春院前丁3-1 若林区役所

でんわ だいひょう
電話:022-282-1111(代表)

しえいちか てつとうざいせんやくしどうえきげしや
市営地下鉄東西線薬師堂駅下車、

とほふん
徒歩10分

たいはく 福祉事務所
太白福祉事務所
ほごだいいちか ほごだいにか
保護第一課・保護第二課

〒982-8601

たいはく ぐなが まちみなみ たいはく ぐやくしよ
太白区长町南3-1-15 太白区役所

でんわ だいひょう
電話:022-247-1111(代表)

しえいちか てつなんぼくせんながまちみなみえきげしや
市営地下鉄南北線長町南駅下車、

とほふん
徒歩1分

いずみ 福祉事務所 ほごか
泉福祉事務所 保護課

〒981-3189

いずみ ぐいずみちやう おう いずみ ぐやくしよ
泉区泉中央2-1-1 泉区役所

でんわ だいひょう
電話:022-372-3111(代表)

しえいちか てつなんぼくせんいずみちやうおうえきげしや
市営地下鉄南北線泉中央駅下車、

きたでぐち とほふん
北2出口から徒歩1分